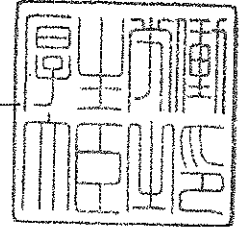




厚生労働省発食安 0910 第 2 号
平成 2 1 年 9 月 1 0 日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 舛添 要一



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）第 2 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 1 1 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 1 0 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

ブチルアミン

